

九州森林管理局奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会設置要領

第 1（設置）

「奄美群島森林生態系保護地域計画」（平成 25 年 3 月）に基づき、奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会（以下「委員会」と言う。）を設置する。

第 2（審議事項）

委員会は、奄美群島森林生態系保護地域の保全管理に当たって、九州森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行い、意見を述べるものとする。

- 1 奄美群島森林生態系保護地域の保全管理に関する事項。
- 2 その他必要な事項。

第 3（委員の構成）

委員会は、次に掲げる分野の中から九州森林管理局長が委嘱した委員をもって構成する。

- 1 林学、生態学等についての学識者。
- 2 自然保護、文化、観光業、森林利用等についての有識者。
- 3 関係地方公共団体等。

第 4（運営）

委員会は次の通り運営するものとする。

- 1 委員会は九州森林管理局長が招集する。
- 2 委員会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 関係地方公共団体等の長等については、代理人を出席させることができる。
- 4 委員会には、必要に応じて、専門的検討を行う等のため専門部会等を設置することができる。
- 5 委員会には座長をおき、互選によって定める。
- 6 座長は会議を統括する。
- 7 座長に事故があるとき等には委員の内から座長があらかじめ指名する副座長がその職務を代理する。

第 5（事務局）

委員会の事務局は、九州森林管理局計画課に置く。